

第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】(以下「本業務」という。)

(2) 適用

本仕様書は、酒田市（以下「発注者」という。）が実施する第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務（以下「本事業」という。）に係る基本構想・基本計画・基本設計・造成設計（以下「基本構想等」という。）において発注者を支援する業務に適用する。

(3) 本業務の実施上の留意事項等

- ① 本事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、本事業に対し、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を隨時、適切に配置しながら、本仕様書に基づき本事業にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供するものとする。
- ② 受託者は、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え本事業を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- ③ 受託者は、「第四中学校区義務教育学校基本構想策定業務委託【債務負担行為】公募型プロポーザル実施要領」における所定の条件を踏まえるとともに、本事業の実施にあたり、本事業に係る関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- ④ 受託者は、本事業の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
また、発注者が本事業の進捗について報告を求めた場合は、すみやかに報告すること。
- ⑤ 受託者は、直接的な雇用関係を有する管理責任者を選任し、発注者に報告すること。
- ⑥ 本事業の履行の全部を一括して第三者に再委託してはならない。第三者への再委託に関しては、予め発注者に再委託報告書を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ⑦ 受託者は、本事業の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行うこと。また、本事業の実施にあたり、本事業における発注者の方針や意向を満足する上で、当然必要な業務であると発注者が考えるものに関しては、本事業に含まれるものとして遅滞なく遂行すること。

(4) 履行期間

業務委託契約締結の日から令和10年3月24日（金）までとする。本事業の年度区分は、概ね下記の通り。

令和8年度 基本構想・基本計画策定

令和9年度 基本設計・造成設計策定

※予定スケジュール

令和8年度	令和9年度	
基本構想・ 基本計画策定	基本設計策定	開発行為等の 手続き
	造成設計策定	

(5) 本業務の目的・概要

① 本業務の目的

酒田市教育委員会では、学校規模の適正化および教育環境向上を図るため、「新堀小学校」「広野小学校」「浜中小学校」「黒森小学校」「十坂小学校」の5つの小学校を令和10年4月に統合する。「令和10年度に統合した小学校」「宮野浦小学校」「第四中学校」を統合し、令和15年度に義務教育学校を開校する計画を進めている。『ともに』はぐくむ 子どもたちの「学び」と「育ち」の実現を目指す学校施設を整備するためには、基本構想・基本計画・基本設計・造成設計の段階における創意工夫が重要であり、また既存校舎の利活用・多機能化を計画していることから、複合施設としての配置、動線等の検討が必要となる。このように技術的に高度又は専門的な技術が要求される本業務において、設計事業者の企画力、発想力、実績等を活用するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

② 本業務の概要

本業務の目的を達成するため以下の業務を行う。各業務の詳細は本仕様書「4業務内容」による。

- ア 基本構想・基本計画の策定
- イ 基本設計の策定
- ウ 造成設計の策定
- エ 開発協議に伴う資料作成
- オ 本協議終了後、実施予定の設計・施工型発注方式の仕様書の作成

2 本事業の概要

(1) 事業内容

十坂小学校の敷地及び隣接敷地に、既存の十坂小学校（別紙1「学校施設台帳」のとおり）の施設を活用した施設一体型義務教育学校を建設し、グラウンドや駐車場を含む外構整備等を行う。

開校年度は令和15年度を目標とする。

(2) 既存校

中学校区	学校名	住所	児童 生徒数	学級数
第四中学校区	新堀小学校	酒田市木川字アラコウヤ 32	45 人	4 (-)
	広野小学校	酒田市広野字中通 53	60 人	5 (1)
	浜中小学校	酒田市浜中字上村 370-2	59 人	5 (1)
	黒森小学校	酒田市黒森字一の木 450	32 人	3 (2)
	十坂小学校	酒田市坂野辺新田字地続山 987-1	156 人	6 (2)
	宮野浦小学校	酒田市宮野浦一丁目 11-1	282 人	11 (4)
	第四中学校	酒田市錦町一丁目 32-1	397 人	12 (4)

※児童生徒数は、令和 7 年 5 月 1 日時点の人数。

※学級数の () 内の数字は特別支援学級の数で外数。

(3) 建設予定敷地

十坂小学校敷地及び隣接敷地 約 65,000 m² (基本構想等で決定予定)

※別紙 2 「整備可能エリア」のとおり

※コミュニティセンター用地 (1,728 m²) は、既存校舎等に移転後に整備可能

(4) 規模

延べ床面積 約 7,500 m² (基本構想等で決定予定)

(5) 学校施設整備方針

別紙 3 「整備コンセプトと整備方針」のとおり

(6) 整備する施設の計画

別紙 4 「整備施設における基本的な考え方」のとおり

3 業務仕様等

本仕様書に記載されていない事項は、発注者と受託者で協議し決定する。なお、本業務の性質上必要と思われるものは、受託者が発注者に提案し、発注者と受託者で協議し決定する。

(1) 従事者

- ① 本業務に従事する従事者を適正に配置すること。
- ② 本業務の管理を行う者として、同種業務に携わった実績のある管理技術者を配置すること。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定された一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- ④ 土地開発行為に伴う建設コンサルタント業務に携わったものを配置すること。

(2) 業務の履行

受託者は、提出した業務実施体制により業務を履行するとともに、企画提案書における提案事項については、実現に向けて問題点を検討し、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、発注者の承認を得て業務を遂行すること。

(3) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後14日以内に、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得るものとする。また、仕様書等に定めの無い業務計画については、協議事項とし、適宜追加するものとする。

なお、提出した配置予定の管理責任者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の実績を有する者であることの承認を発注者から得るものとする。

① 業務実施方針

業務の実施方針、事業フェーズ毎の業務内容の整理、目標の設定、業務進捗管理等

② 業務工程表

業務工程計画の作成、打合せ計画の作成

③ 業務実施体制

全業務従事者の業務体制、組織計画（体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

④ 従事者一覧

氏名、生年月日、所属、役職、実務従事実績等

⑤ 再委託先がある場合

再委託先業務内容の概要及び担当者一覧表

⑥ その他

発注者が必要とする事項（成果品の提出計画など）

(4) 業務計画書の変更

業務計画書に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

4 業務内容

(1) 共通事項

- ① 本業務の運営における伝達・記録・保存の対象となる情報を定め、情報の伝達・記録・保存の方法を提案する。（情報管理システムの構築）
- ② 発注者との協議において、決定した方法に従い、情報の管理・更新・運営を行う。
- ③ 会議の主催

定例会議（web会議も可）を原則月1回程度行う。あらかじめ曜日・時間帯を決めて年間スケジュールを計画し実施する。会議には、管理責任者が出席することを原則とする。やむを得ず出席できない場合は、発注者の承諾を得ること。また、定例会議以外にも進捗に応じて、発注者の臨時会議の開催要望があった場合は対応すること。

- ④ 業務報告書（月次業務報告書等）の作成
- ⑤ 会議実施支援（各業務時の合意形成に向けた資料作成・意見集約分析等）
- ⑥ 市議会・地域説明会・その他の会議等において、発注者の求めに応じて必要な資料を提供すること。
- ⑦ 活用できる国庫補助等の検討、提出資料作成の支援
- ⑧ 先進地における事例の収集及び提供

（2）基本構想・基本計画の策定

第四中学校区義務教育学校基本整備に係る基本構想・基本計画を策定する。

- ① 前提条件の整理（本事業の経緯・目的等を踏まえた基本理念の整理等）
別紙5 「第四中学校区義務教育学校に求める教育理念」のとおり
- ② 将来想定（児童生徒数・学校規模・通学区域・行政需要と市民ニーズ等）の整理
【開校年次（令和15年度）児童生徒見込み】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	合計
児童・生徒数	50	53	56	57	75	69	83	88	81	612
クラス数	2	2	2	2	3	3	3	3	3	23

※将来的には児童生徒数の減少により、クラス数が減少することから増設した校舎、体育館等に全ての児童生徒が入ることを想定している。（令和24年度13クラス）

- ③ 建設予定敷地における法的規制・制約条件・周辺近隣状況・アクセス等の調査及び整理
- ④ 建設予定敷地の既存施設基礎データの整理・課題分析
- ⑤ 施設の基本構成・規模の検討（必要な機能・諸室等の整理）
- ⑥ 施設等配置計画の検討（建物配置計画）
- ⑦ 整備スケジュール（マスタースケジュール）の検討
- ⑧ その他策定に必要な事項

（3）基本設計の策定

別添「基本設計業務特記仕様書」のとおり

- ① 発注方式の確認
(発注方式の比較検討、審査基準の整理、発注者の意思決定の支援)
- ② 設計施工発注方式における基本設計図及び仕様書の作成
※本工事においては、「設計施工（デザインビルド（D B）方式）による発注を念頭に置いている。

ア 設計・施工業者選定時の参考図書として必要となる図面（配置図、平面図、立面図、断面図、内装仕上げ表、イメージパース等の参考図）

イ 仕様書及び評価基準書

③ 既存十坂小学校の活用（発注者が別に発注している十坂小学校改修設計業務委託の詳細図面については令和8年6月頃に資料提供予定）

④ その他策定に必要な事項

（4）造成設計の策定

① 造成設計（詳細は、別添「造成設計業務特記仕様書」のとおり）

② 開発協議図書作成及び関係機関協議

※山形県の定める「開発行為の手引き」に基づき、開発協議に係る図書を作成する。

③ 土地収用法に伴う関係書類作成、申請補助業務

④ 農振除外・農地転用に伴う関係書類作成、申請補助業務

⑤ その他策定に必要な事項

（5）その他

① 資料の貸与

発注者は、次の資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、そのほか必要な資料がある場合、必要に応じて発注者に申し出るものとする。

ア 令和7年度第四中学校義務教育学校整備事業に伴う測量及び用地調査等業務委託報告書

イ 令和8年度第四中学校義務教育学校整備事業に伴う地質調査業務委託（仮称）報告書

② 地質調査の計画

受注者は、本業務の遂行に必要な地質調査及び土質試験の各項目を発注者へ申し出ることとする。発注者は、受注者の申し出を受け、令和8年度に別途調査業務を発注し、得られた成果を受注者へ貸与することとする。

5 業務の実施条件等

各業務は、以下の条件及び適用基準等に基づいて行う。

（1）打合せ及び記録等

受託者が関与した以下の打合せ、協議等については、速やかに会議録を作成し、検討結果資料等を添えて発注者に提示後、わかりやすく分類し、一元管理すること。

① 連絡調整によるもの

② 定例会議

③ その他発注者と行った会議や説明会における記録等

(2) 計画書・報告書等

検討経緯がわかるように整理し一元管理すること。

(3) 情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の実施にあたり発注者の所掌する情報資産の保護について万全を期すものとし、その機密性、安全性、可用性を維持するために必要な対策を講ずるとともに、本業務において知り得た情報を正当な理由無く第三者に知らせるほか、本業務の目的外に使用することの無いよう関係者全員に徹底させること。また、個人情報の取り扱いについても、関係法令等及び酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第30号）を遵守し、適切に保護すること。

(4) 業務報告書

本業務期間中の発注者の指定した時期に、事業進捗状況その他指定内容について、とりまとめて報告する。

① 定期報告内容

ア 月間業務結果報告

イ 各会議・打合せ検討結果（資料は変更内容を明確に示す）

ウ 業務進捗状況（各業務及び全体業務のスケジュール、クリティカルパスの表示）

エ 翌月の業務計画

オ その他（指定時のみ）各種説明資料

② 報告の仕様

ア 定期報告内容を電子ファイルに取りまとめたものを電子メールにより提出する。

6 成果品及び提出部数

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 各業務の提出成果物は以下のとおりとする。

業務種別	成果品	印刷物	データ
共通	(1)業務実施計画書 (2)業務完了報告書	A4版 各1部	
基本構想・基本計画の策定	(1)業務報告書 (2)基本構想・基本計画 (3)基本構想・基本計画概要版	A4版 各5部	4組
基本設計の策定	(1)業務報告書 (2)基本設計図書一式 (3)概算工事費		

	(4) 設計施工発注方式仕様書 ※成果品の詳細については「基本設計業務委託特記仕様書」のとおり	A4版 各5部	4組
造成設計の策定	(1) 業務報告書 (2) 造成設計図書一式 (3) 概算工事費・造成設計内訳書 (4) 開発行為協議書 ※成果品の詳細については「造成設計業務委託特記仕様書」のとおり		

(2) データ（電子納品）

以下の構成によりデータ（電子納品）版を作成し、提出する。

成果物	規格	部数	備考
印刷物に収めた すべてのデータ	CD-R又は DVD-R	4部	正副とし、それぞれ ケースに収める。

- ※ 1) 成果物のファイル形式は発注者と受託者との事前協議により詳細を決定する。
- 2) 納品する CD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても印刷物と同じタイトルを付したフォルダやファイル名を作成し、焼き付けること。
- 3) データについては、印刷物と同じ体裁で作成した PDF 版とともに、以下の形式により格納すること。
 - ① 文書 : Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式
 - ② 表、グラフ : Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式
 - ③ 図面 : DXF、SFC 及び JWW
 - ④ 写真データ : Jpeg 形式

(3) 記載内容の整理

計画書、報告書等については、電子データ及び業務種目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜つけること。

(4) 著作権

本業務の成果物の著作権・意匠権及び所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

ただし、成果物に関する著作権のうち、受託者が従前から保有していた著作権については、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は発注者に対し、発注者が成果物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾す

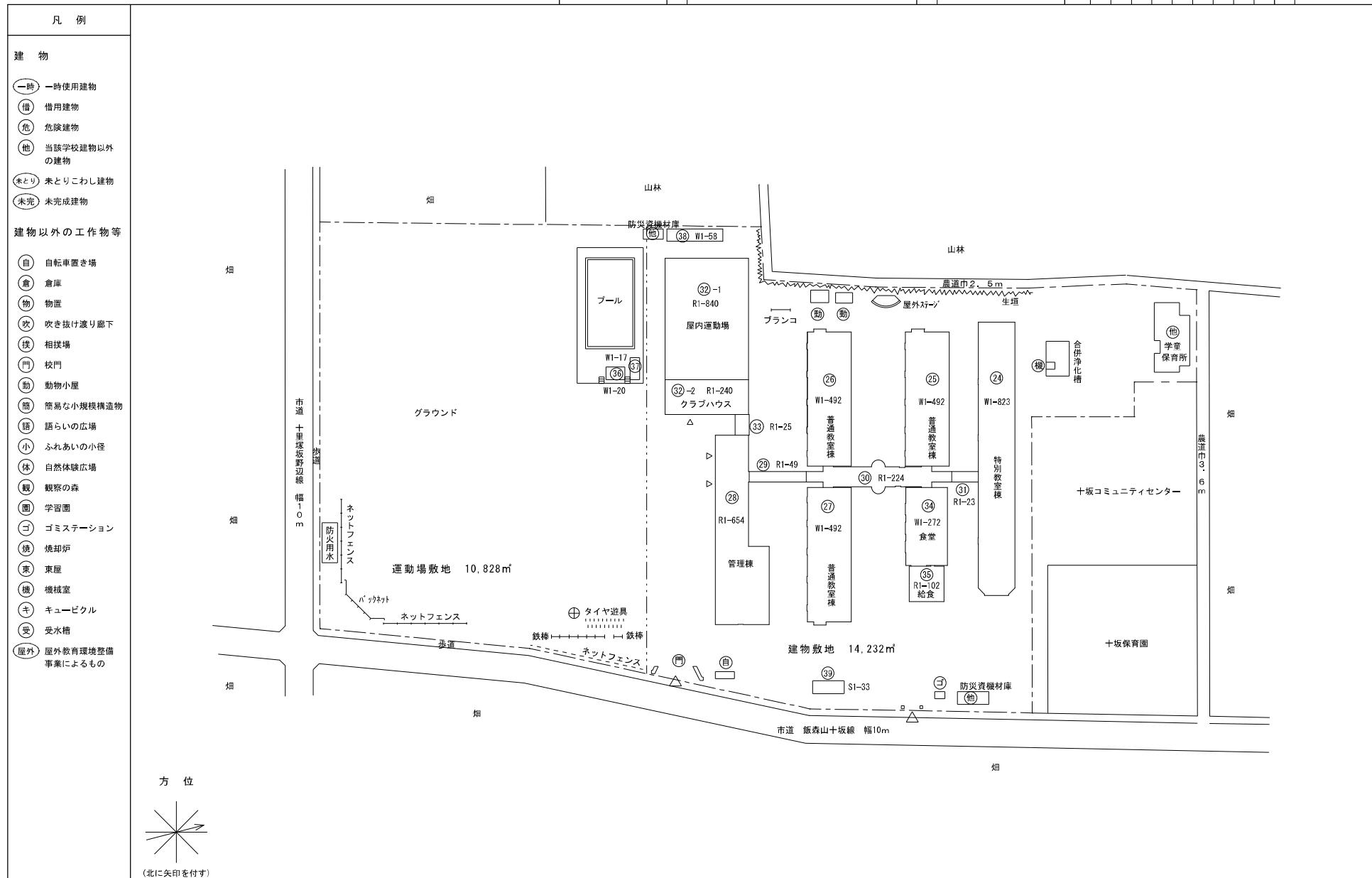
るものとする。なお、受託者は、成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

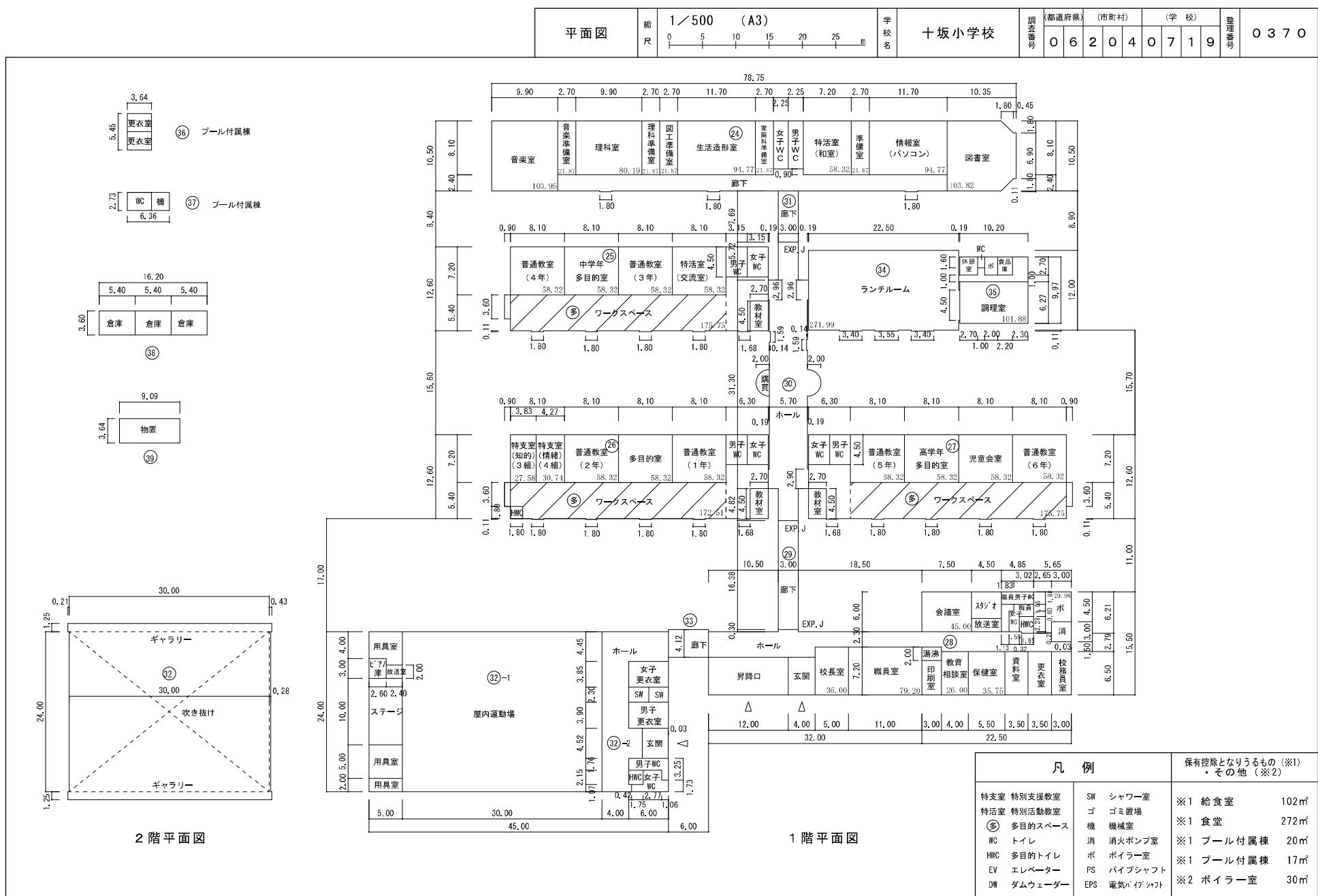
7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守するとともに、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、本業務全般に関わる発注者の業務支援者として、発注者の指示に基づき、本業務に関わる関係者との協議事項や質疑が行われた場合には、発注者に代わるものとして対応すること。この際、受託者は関係者に対し、発注者の業務支援者であること及びその役割を明らかにするとともに、公正で中立的な立場を厳に保持するものとする。

「学校施設台帳」

施設の配置図	縮尺 1/1000 (A3)	学校名 十坂小学校	調査番号 (都道府県) 0 6 2 0 4 0 7 1 9	(市町村)	(学校)	整理番号 0 3 7 0
--------	-------------------	--------------	-------------------------------------	-------	------	-----------------





凡 例		保有控除となりうるもの(※1) ・その他(※2)
特支室	シャワーラーム	※1 給食室 102m ²
特活室	ゴミ置場	※1 食堂 272m ²
(3) 多目的スペース	機械室	
WC	多目的トイレ	※1 プール付属棟 20m ²
HWC	エレベーター	※1 プール付属棟 17m ²
DW	ダムウェーダー	※2 ポイラー室 30m ²
EPS	電気ハイショット	

「整備可能エリア」



別紙3

「整備コンセプトと整備方針」

- 多様性や人権を尊重し、自分や他人を大切にできる人を育てる学校
- 一人一人がよりよく自分を律し、夢や希望を実現できる学校
- 地域全体を通して子どもたちを育てる環境のある学校
- 個人としての基盤をつくり、地域や社会を支える人を育てる学校

※ 学校教育機能・防災拠点機能・地域ネットワーク機能を持つ施設とする

方針I 子どもの権利が守られた学校

- ・教育的ニーズがある児童生徒が安心して過ごせる施設整備
- ・学校のルールや活動などを生徒会が主体となって検討し、ICTなどを活用して学校全体で協議・共有できる施設整備
- ・バリアフリーに配慮した施設整備や子どもの心の健康をサポートするための環境整備

方針II 豊かに交流ができる学校

- ・9年間を4-3-2制とし、学年ブロックごとに普通教室がまとまった配置計画
- ・各ブロック内やブロック間の交流を推進する施設配備
- ・くつろぎと快適さのある落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションを取ったり、児童生徒の居場所にできたりすることができる小空間・コーナー等の空間の創出
- ・地域との交流窓口としての地域交流室等の施設整備

方針III 多様に活動でき、学ぶ意欲を高める学校

- ・多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応ができる施設
- ・1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備
- ・教科教室型を部分的に取り入れるなど、様々なタイプの教室の有機的な連携・分担による多様な活動が期待される配置計画

方針IV 安全・安心に学べる学校（地域の防災拠点としての学校）

- ・児童生徒等の発達段階に応じた施設整備
- ・災害時に児童生徒及び地域住民の安全を守る施設整備
- ・バスなどの利用により安全に通学できる環境整備

方針V 地域住民に開かれた学校（地域ネットワーク拠点としての学校）

- ・地域利用を促進するゾーニング計画
- ・学校と地域の交流や児童生徒の多様な社会活動の参画につながる施設整備
- ・周辺環境や地域とも調和した良好な環境の整備

方針VI 環境に配慮した学校

- ・環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設整備
- ・木質を中心としたあたたかさと柔らかさのあるつくり

別紙4

「整備施設における基本的な考え方」（既存施設利活用部分を含む）

※将来的には、新校舎のみ学校運営ができる計画とすること

室名	室数	基本的な考え方
普通教室	1～4年 2クラス	・たてわり活動や異学年交流を意識しながら
	5～9年 3クラス	も、発達段階に合わせた教室とする
特別支援教室	4室程度	・普通教室との交流を意識した配置とする
	(前期2室、後期2室)	・前期課程と後期課程で使用することから、1室を二分する可動式の壁を設ける ・肢体不自由学級を想定し2室にシャワー、トイレの設置（1階1室、2階1室程度）
教材室	2学年に1室程度	
理科室	2室 (準備室1室)	・3～9年生で使用
音楽室	2室 (準備室2室)	・全学年で使用 ・1階に設置
美術室	1室 (準備室1室)	・主に5～9年生で使用
技術室	1室 (準備室1室)	・主に7～9年生で使用
家庭科室	1室 (準備室1室)	・5～9年生で使用
図書室	2室	・全学年児童生徒が使用 ・ICTを活用して一括管理 ・地域開放を視野に入れたコモンスペースを設置
生徒会室	1室	
放送室	1室	
多目的スペース		・多様な学習スペース ・教室棟に学年集会用・PTA等の集まり等用の広いスペース
地域交流室	1室	・学校に関わる地域活動の会議や準備を行う
校長室	1室	
職員室	1室	・小中学校の全職員が使用 ・安全管理を考慮した配置とする ・事務室、校長室、保健室と隣接
職員用更衣室	2室	更衣室（男女）、休憩スペース含む
保健室	2室	・前期／後期 各1室（シャワー室含む） 「

事務室	1 室	
校務員室	1 室	
会議室兼ランチルーム	1 室	
給食室	1 室	・自校調理方式として設置
相談室	5 室程度 (小 3、大 2)	・学校生活の様々な相談に対応 ・小：保護者面談用・生徒面談用（2） SC 対応（1） ・大：校内教育支援センター（2） ※昇降口とは別の玄関口付近
通級指導教室	1 室程度	・他校児童生徒の受け入れも視野に入れて 1 階に配置する（プレイルーム、面談室、指導室（2 室程度）） ※昇降口とは別の玄関口付近
学童保育所		・校舎と一体型で整備
エレベーター		
体育館	2 室	・小学校用と中学校用を配置 ・バスケットボールコート 3 面程度の規模 ・授業のほか、部活や社会体育開放施設として利用
ミーティングルーム	1 室	
更衣室	2 室	生徒用（男女）
武道場	1 室	・中学校用体育館に、配置
プール	1 面	・既存プール
グラウンド	2 面	・200m相当のトラックのグラウンド 2 面 (サッカー・野球の併用グラウンド)
テニスコート		3 面程度
収納・倉庫		
備蓄庫（災害用）		
駐車場	100 台程度	・来客用（5 台）を含め、職員用駐車場を 100 台分確保 ・バスプールの整備
駐輪所	100 台	

別紙5

「第四中学校区義務教育学校に求める教育理念」

『ともに』はぐくむ 子どもたちの「学び」と「育ち」

《ともに生きる》

系統性・一貫性のある9年間の教育課程の実現によって、教育目標と目指す人間像の実現を目指します。

《ともに創る》

スクール・コミュニティとして子どもを縁（えにし）とした多様な連携・協働の形を図り、地域全体を通して子どもたちを育てる環境づくりを行いながら、地域の活性化につなげていきます。

【育みたい力】

- 新たな価値を生み出すたくましさ

夢・志を持つ 自分で考える・行動できる 批判的思考ができる

自分の事は自分で出来る 自己決定ができる 責任が持てる

挑戦する 好奇心旺盛 困難に負けない 努力できる 七転八起

自律する人

- 自分も相手も大切にする

違いを認め合う 感謝する 思いやりがある 自分を表現できる

関りを楽しめる 協働できる 自分を大切にできる

自己理解ができる 自分の良さがわかる 誰にでもあいさつ

自他を尊重する人

- ふるさとを知り、愛し、未来へつなぐ

地域・郷土を愛する 地域貢献したい・できる 地域で協働活動

つながる・つなげる 学びを楽しむ 探究心

とことん追求 読解力がある 想像できる

創造する人

【教育課程の基本的な考え方】

9年間（4－3－2制）による滑らかな接続を実現します。

子ども達の発達段階をもとに、学年段階を区切り、指導区分ごとにつけたい力や目標を設定して各段階に応じた教育活動の工夫や充実を図ることで、子どもたちの「学び」と「育ち」を確かなものにします。

教育課程	前期課程 (小学校の教育課程)						後期課程 (中学校の教育課程)		
学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
指導区分	前期			中期			後期		
学習指導	担任中心のきめ細やかな指導			教科担任制による専門性のある指導			進路を見据えた指導		
生徒指導	善悪の判断力の育成 規範意識の醸成			規範意識の醸成 仲間意識の醸成			公民意識の醸成		
発達特性	知的好奇心の高まり			勤勉性、自尊感情の高まり			自立性、社会性の高まり		